

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法	法令番号	平成 10 年法律第 7 号
手続名	特定非営利活動法人の認定	根拠条項	特定非営利活動促進法第 44 条 特定非営利活動促進法第 45 条 特定非営利活動促進法第 47 条
審査基準	<p>未設定（法令の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】特定非営利活動促進法 （認定）</p> <p>第 44 条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第 1 項第 1 号八に掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第 1 号に掲げる書類を添付することを要しない。</p> <p>(1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が 1 年を超える場合は、当該期間をその初日以後 1 年ごとに区分した期間（最後に 1 年未満の期間を生じたときは、その 1 年未満の期間）以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 次条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第 47 条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類</p> <p>(3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>3 前項第 1 号の「実績判定期間」とは、第 1 項の認定を受けようとする特定冷たい活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、2 年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。</p> <p>（認定の基準）</p> <p>第 45 条 所轄庁は、前条第 1 項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p>		
	受付機関	県民協働課	処理機関
		交付機関	県民協働課
		標準処理期間	4 月
		標準経由期間	日
		目次	

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法			法令番号	平成 10 年法律第 7 号		
手続名	特定非営利活動法人の認定			根拠条項	特定非営利活動促進法第 44 条 特定非営利活動促進法第 45 条 特定非営利活動促進法第 47 条		
審査基準	<p>(1) 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 実績判定期間（前条第 3 項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（ に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（ に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあつては、 及び に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。</p> <p>総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。） 臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額</p> <p>受け入れた寄附金の額の総額（第 4 号二において「受入寄附金総額」という。）から 1 者当たり基準限度超過額（同 1 の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。） その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額</p> <p>社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち に掲げる金額に達するまでの金額</p>						
	受付機関	県民協働課	処理機関	県民協働課	交付機関	県民協働課	標準処理期間 4 月 標準経由期間 日

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法				法令番号	平成 10 年法律第 7 号			
手続名	特定非営利活動法人の認定				根拠条項	特定非営利活動促進法第 44 条 特定非営利活動促進法第 45 条 特定非営利活動促進法第 47 条			
審 査 基 準	<p>ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を 1 人とみなした数）の合計数に 12 を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。</p> <p>ハ 前条第 2 項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 1 項第 4 号（同法第 1 条第 2 項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号（同法第 1 条第 2 項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。</p> <p>(2) 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が 100 分の 50 未満であること。</p> <p>イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）</p>								
	受付 機関	県民協働課	処理 機関	県民協働課	交付 機関	県民協働課	標準処理期間	4 月	目次
						標準経由期間	日		

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法			法令番号	平成10年法律第7号		
手続名	特定非営利活動法人の認定			根拠条項	特定非営利活動促進法第44条 特定非営利活動促進法第45条 特定非営利活動促進法第47条		
審査基準	<p>□ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号八に掲げる基準に適合する場合にあっては、 に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>会員等</p> <p>特定の団体の構成員</p> <p>特定の職域に属する者</p> <p>特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者</p> <p>八 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>二 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p> <p>(3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。</p> <p>当該役員並びに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者</p> <p>特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び3親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者</p> <p>□ 各社員の表決権が平等であること。</p> <p>八 その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。</p>						
	受付機関	県民協働課	処理機関	県民協働課	交付機関	県民協働課	標準処理期間 4月 標準経由期間 日

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法	法令番号	平成 10 年法律第 7 号
手続名	特定非営利活動法人の認定	根拠条項	特定非営利活動促進法第 44 条 特定非営利活動促進法第 45 条 特定非営利活動促進法第 47 条
審査基準	<p>ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。</p> <p>(4) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。</p> <p>政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。</p> <p>特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。</p> <p>ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が 100 分の 80 以上であること。</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の 100 分の 70 以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。</p> <p>(5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させること。</p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 前条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる書類並びに第 54 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類及び同条第 3 項の書類</p> <p>(6) 各事業年度において、事業報告書等を第 29 条の規定により所轄庁に提出していること。</p>		
	受付機関	県民協働課	処理機関
		交付機関	県民協働課
		標準処理期間	4 月
		標準経由期間	日
			目次

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法	法令番号	平成10年法律第7号
手続名	特定非営利活動法人の認定	根拠条項	特定非営利活動促進法第44条 特定非営利活動促進法第45条 特定非営利活動促進法第47条
審査基準	<p>(7) 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。</p> <p>(8) 前条第2項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。</p> <p>(9) 実績判定期間において、第3号、第4号イ及びロ並びに第5号から第7号までに掲げる基準(当該実績判定期間中に、前条第1項の認定又は第58条第1項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第5号ロに掲げる基準を除く。)に適合していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第1号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第47条 第45条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第44条第1項の認定を受けることができない。</p> <p>(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が第67条第1項若しくは第2項の規定により第44条第1項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により第58条第1項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>		
	受付機関	県民協働課	処理機関
		交付機関	県民協働課
		標準処理期間	4月
		標準経由期間	日
		目次	

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法	法令番号	平成 10 年法律第 7 号
手続名	特定非営利活動法人の認定	根拠条項	特定非営利活動促進法第 44 条 特定非営利活動促進法第 45 条 特定非営利活動促進法第 47 条
審査基準	<p>八 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等</p> <p>(2) 第 67 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により第 44 条第 1 項の認定を取り消され、又は第 67 条第 3 項において準用する同条第 1 項若しくは第 2 項の規定により第 58 条第 1 項の特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>(3) その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの</p> <p>(4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの</p> <p>(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しないもの</p> <p>(6) 次のいずれかに該当するもの</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 暴力団</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの</p>		
受付機関	県民協働課	処理機関	県民協働課
交付機関	県民協働課	標準処理期間	4 月
		標準経由期間	日
		目次	